本原則への取組方針および取組状況

1. 共通 KPIs

当行では共通 KPI が適用される商品は取り扱っていません。

2. 当行の取組方針および取組状況(2025 年 11 月 1 日)

原則 2: 顧客の最善の利益の追求

取組方針	取組状況
当行は、金融庁の顧客本位の原則に則っとった	当行の業務方針は、策定の上、HP
業務方針を策定します。	にて公表されています。また当行の
	経営陣は年に一度、公表した原則の
	見直しを行います。
当行は、お客さまからの苦情を含めた各種のフ	苦情等を適切に処理するための枠組
ィードバックを真摯に受け止め、必要に応じ、	みはすでに策定しています。苦情等
適切な対応を取ることとします。	が適切かつ迅速に対応されているか
	については、適宜モニタリングを実
	施しています。直近 12 カ月の間に
	当行へ届いた苦情は、当行のポリシ
	ーに基づき、決められた期間内に解
	決済みです。
お客さまの多様なニーズにお応えするため、当	必要に応じてお客さまのご同意を得
行、HSBC 証券、HSBC アセットマネジメント	た上で、関係グループ会社とも緊密
等の海外を含めた HSBC グループの総合力を活	に連携、協働の上、ご提案、サポー
かしたご提案に取り組んでいます。	トをさせて頂いております。

原則 3: 利益相反の適切な管理

取組方針	取組状況
当行は、利益相反を適切に取り扱うための枠組み	利益相反を適切に取り扱うための枠
を策定します。	組みはすでに策定しています。利益
	相反の可能性がある場合は、個別事
	案毎に確認を行っています。また定
	期的にそれらの事案の登録状況につ
	いての確認を行っています。

利益相反管理の一環として、従業員による金融商 品取引、個人投資、社外活動、および贈答・接待 を定期的に検証する枠組みおよび管理体制を導 入します。

従業員の利益相反防止にかかる枠組 みおよび管理体制は導入済みです。

原則 4: 手数料等の明確化

取組方針	取組状況
HSBC グループでは、自己取引やお客さまの取引	手数料等の明確化にかかる枠組みお
を適切に管理、執行するために、HSBC グループ	よび管理体制は導入済みです。
のグローバル共通のポリシーを設けています。こ	
れには、各基準に基づく営業収益(マージン)の確	
認や、必要に応じた、手数料やその他費用等の適	
切な開示も含まれます。	

原則 5: 重要な情報の分かりやすい提供

取組方針	取組状況
HSBC グループでは、グローバル共通のポリシー	重要な情報を提供する枠組みおよび
に従い、顧客へ情報を提供するときには、わかり	管理体制は導入済みです。
やすく、公平に、そして誤解のないようにするこ	
ととしています。原則として全ての勧誘資料は、	
必要な要件が満たされているか、などを含め、使	
用前に審査を行うこととしています。	

原則 6: 顧客にふさわしいサービスの提供

取組方針	取組状況
HSBC グループでは、お客さまの投資目的や財務	顧客の適合性等を実施するための枠
状況等を把握するため、顧客の適合性やお客さま	組みおよび管理体制は導入済みで
をよく理解するためのグローバル共通のポリシ	す。
ーおよび社内規則を定めています。	

原則 7: 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

取組方針	取組状況
HSBC グループでは従業員の報酬は、HSBC グル	全従業員に対する、適切な動機づけ
ープのグローバル・コンダクト・フレームワーク	の枠組みはすでに導入済みです。業
に従った行動基準を含む、様々な項目によって評	績評価において、期待される業務内
価される枠組みの下で決定されるものとします。	容および行動基準については、1年間
	を通して各従業員と議論されます。
当行は、HSBC グループのグローバル・コンダク	HSBC グループのグローバル・コンダ
ト・フレームワークや金融庁の顧客本位の業務運	クト・フレームワーク、全従業員への
営に関する原則、および当行が策定・公表した内	必須研修を年次で実施しています。
容について役職員の理解を深めるために研修を	金融庁の顧客本位の業務運営に関す
実施します。	る原則、およびその実現のために当
	行が策定した方針および対応につい
	て、当行の 2026 年度年次研修へ組み
	込みます。

上記の原則 $2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot 7$ は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024 年 9 月改訂)との対応を示しています。

補充原則 1:基本理念

取組方針	取組状況
HSBC グループのグローバル・コンダクト・アップロー	枠組みは導入済みです。
チでは金融商品またサービスの組成に関する基本的な行	
動規範を定めています。基本となる行動規範に加え、金融	
商品とサービスのライフサイクル全体の実効性を確保で	
きる枠組みや社内ポリシーを制定しています。	

補充原則 2: 体制整備

取組方針	取組状況
HSBC グループでは金融商品の設計、承認、業務開始及	社内ポリシー・手続きを制定
び、リスクベース・アプローチによる定期的な既存商品の	済です。
レビューを含む商品管理の基準が定められた新規並びに	
既存商品管理のポリシーを制定しています。	

補充原則 3:金融商品の組成時の対応

取組方針	取組状況
HSBC グループでは、新規並び既存の金融商品の設計、	社内ポリシー・手続きを制定
承認、業務開始等に関しての基準を定めたポリシーを制	済です。
定しています。	

補充原則 4:金融商品の組成後の対応

取組方針	取組状況
HSBC グループではリスクベース・アプローチにより定	社内ポリシー・手続きを制定
期的な既存商品の検証を含む商品のライフサイクル全体	済です。
にわたる品質管理の基準を定めた新規並びに既存商品管	
理のポリシーを制定しています。	

補充原則 5: 顧客に対する分かりやすい情報提供

取組方針	取組状況
当行が組成する商品やサービスについて、顧客に対して	社内ポリシー・手続きを制定
分かりやすく適切な情報を提供するよう努めます。顧客	済です。
から要望があった際には、当行はプロダクトガバナンス	
の枠組みについての情報を提供するよう努めます。	